

## 舞鶴市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (主旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市立図書館(以下図書館という。)において市民の利用に供するために配架する雑誌に関し、民間事業者等からその提供を受ける雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「雑誌スポンサー制度」とは、図書館で定期購読している雑誌に係る経費を継続的に負担する事業者等(以下「雑誌スポンサー」という。)の名称等及び広告を当該雑誌の最新号のカバー及び新刊雑誌書架に掲示し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーになることができる者は、次の各号いずれかに該当する者で、図書館に概ね1年以上に亘り雑誌を継続して提供することができるものとする。

- (1) 企業又は個人の事業者
- (2) 公共的団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人又はこれらに類する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから対象雑誌を選定する。ただし、雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、図書館と協議するものとする。

2 前項に規定する対象雑誌の選定にあたり、同一雑誌に複数の申し込みがある場合は、申し込みの早い者を優先するものとする。

### (雑誌の提供と所有権等)

第5条 雑誌スポンサーは、前条の規定により選定した雑誌を図書館が指定する方法により、4月1日から翌年3月31日までの年度単位で図書館に提供するものとする。ただし、増刊号は対象としない。

- 2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有する。
- 3 雑誌スポンサーは、年度途中での提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊、廃刊等の事由により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。
- 4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。

### (費用の負担及び支払方法)

第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担する。

2 雑誌スポンサーは、負担すべき経費を図書館が指定する雑誌納入業者(以下「雑誌納入業者」という。)に、指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該経費の支払いは、毎年度一括前払いとする。ただし、特別の理由がある時は、図書館と協議して決めるものとする。

3 前項の前払い以降、雑誌の年間購入費用に変更があった場合には、その差額は雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で直接清算するものとする。

4 前3項に定めるものの他、振込手数料、広告に係る経費等関連する経費(図書館が作成するものを除く。)は、雑誌スポンサーの負担とする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーの申し込みをしようとする者は、舞鶴市雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、掲載広告案及び会社概要等業務内容が分かるものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは舞鶴市立図書館雑誌スポンサー承諾決定通知書(様式第2号)、不相当と認めるときは舞鶴市立図書館雑誌スポンサー不承諾決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに前条に定める費用を雑誌納入業者に支払うものとする。

(広告の内容)

第8条 広告の内容が舞鶴市有料広告等の取扱いに関する要綱第3条(1)から(11)に該当する場合は、当該広告を掲示しないものとする。

(広告の規格及び作成)

第9条 広告は、別に定める広告規格書に基づき当該雑誌スポンサーが作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、第5条に定める年度単位とする。ただし、年度途中からの申し込みをする場合は、図書館が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

(広告の内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中においてやむを得ず広告の内容を変更しようとするときは、舞鶴市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(様式第4号)に、新たな掲載広告案を添付して市長に提出するものとする。

(広告の責務)

第12条 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

(広告の掲載の取りやめ等)

第13条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において広告掲載を取りやめようとするときは、舞鶴市立図書館雑誌スポンサー広告取りやめ申出書(様式第5号)により申し出るものとする。この場合において、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

2 広告の掲載期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかが解約の意思表示をしない場合は、年度単位でその期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、舞鶴市立図書館雑誌スポンサー解約申出書(様式第6号)により申し出るものとする。

(雑誌スポンサーの取り消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌納入業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

(1) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

(2) 雑誌スポンサーとして適当でないと市長が認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。